

○ 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○ 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（麻薬）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十七号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一〇六十八（略）</p> <p>六十九 六a・七・十・十a―テトラヒドロ―六・六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピラン―一―イル―アセテート及びその塩類</p> <p>七十 六a・七・八・十a―テトラヒドロ―六・六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピラン―一―イル―プロピオネート及びその塩類</p> <p>七十一 六a・七・十・十a―テトラヒドロ―六・六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピラン―一―イル―プロピオネート及びその塩類</p> <p>七十二〇六六十三（略）</p>	<p>（麻薬）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十七号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一〇六十八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>六十九〇六六十（略）</p>